

○山梨県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要領の制定について

(平成27年3月12日)
例規甲(務被)第66号

この度、平成27年度組織改正に伴い、山梨県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要領を別添のとおり定め、平成27年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本要領の実施に伴い、山梨県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の改正について（平成24年3月28日付け、通達（務被）第121号）は、廃止する。

別添

山梨県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要領

第1 委員会の設置

警察本部に、山梨県警察犯罪被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 委員会の任務

委員会は、犯罪被害者支援の実施に関する推進状況を把握し、必要な調整を行うことを任務とする。

第3 委員会の構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 警務部長

副委員長 警務部参事官

委員 総務室会計課長

警務部警務課長

生活安全部生活安全企画課長

刑事部刑事企画課長

交通部交通企画課長

警備部警備第一課長

第4 委員会の運営

- 1 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、及び議事を主宰する。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

4 1から3までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第5 ワーキンググループ

- 1 委員会を補佐するため、委員会にワーキンググループを置く。
- 2 ワーキンググループは、委員長が指定する事項を調査審議し、その結果を委員長に報告する。
- 3 ワーキンググループの主宰者は、警務部警務課犯罪被害者支援室長とする。
- 4 ワーキンググループのメンバーは、次席、副所長、副隊長及び副校長とする。
- 5 主宰者は、必要と認めるときは、メンバー以外の者の出席を求めることができる。

第6 庶務

委員会及びワーキンググループの庶務は、警務部警務課において行う。